

平成22年12月1日

生徒のみなさんへ

### 学校感染症と出席停止について

大阪府立鳳高等学校

1. 生徒の皆さんが下記の感染症にかかった場合は、出席停止となります。

(病気で欠席した日数が、「出席すべき日数」から除外されます。)

**家庭や生徒自身で判断しないで、医師の指示に従ってください。**

かかった時は無理をしないで体調の回復につとめましょう。

感染症を予防するためにも普段から規則正しい生活をおくり体調を整えましょう。

第一種 エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る)および鳥インフルエンザ(病原体がインフルエンザA属インフルエンザAウイルスであってその血清型がH5N1であるものに限る)感染症予防法第6条第7項及び第9項に規定する「新感染症」を第1種の感染症とみなす。

第二種 インフルエンザ、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風疹、水痘、咽頭結膜熱、及び結核

第三種 コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症

\*「その他の感染症」とは、条件によっては出席停止の措置の必要な感染症のことであり、ノロウイルスによる感染性胃腸炎も含まれます。

2. 出席停止の期間の基準・・・「学校保健安全法」より

○第一種の感染症にかかった者については、治癒するまで。

○第二種の感染症(結核を除く)にかかった者については、次の期間。

・ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるときは、この限りではない。

○第三種の感染症及び結核にかかった者については、症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。

病名	出席停止期間の基準
インフルエンザ	解熱した後2日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで
麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺の腫脹が消失するまで
風疹	発疹が消失するまで
水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで

3. 出席停止の手続き

・かかったらすぐに、学校へ電話連絡をお願いいたします。

・医師の登校許可ができるまで、自宅にてゆっくり休養をしてください。

・登校許可が出たら、氏名・月日などが記載されている「治療の領収書や薬袋など」を担任に提出してください。